

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	上下水道料金オンラインシステム影響調査業務
発 注 課	財務課（料金係）
選 定 事 業 者	B I P R O G Y株式会社北海道支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
上下水道料金については、B I P R O G Y（株）が独自の技術により開発・構築した上下水道料金オンラインシステム（以下「システム」という。）で料金計算、使用者情報登録や検針、調定等を行っている。 現在、当局では受益者負担のあり方について検討を行っており、その一環として、システムへの影響を調査する必要がある。 本業務は、システムへの影響範囲の特定と、その要件等を事前に整理するものであり、その履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、B I P R O G Y（株）に特定するものである。	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）